利用者負担額（保育料）のお知らせ



〔教育・保育給付１号・２号認定３歳児から５歳児向け（※）〕

（※） 私学助成を受ける私立幼稚園を利用される場合は、適用されません。

名古屋市子ども青少年局

利用料について

３歳児クラスから（１号認定子どもは満３歳児から）５歳児クラスまでの全てのお子さんの利用料が無償化されます。

副食費について

副食費（３歳児クラスから（１号認定子どもは満３歳児から）５歳児クラスまでのお子さんのおかず等の費用）については行事費等と同様に実費相当額を施設にお支払いいただきます。副食費を含む、実費の金額については施設ごとに異なりますので、詳しくは、各施設・事業所にお問い合わせください。

副食費の徴収免除について

次の世帯については、副食費の徴収が免除されます。なお、**副食費の徴収免除となる世帯は、利用者負担額等決定通知書の備考欄に別途文言が記載されます。**
※給食の提供がない施設を利用する方についても記載しています。

１号認定子ども	・生活保護世帯、市民税所得割額　77,101円未満の世帯、里親 ・小学校３年生から数えて第３子以降のお子さん
２号認定子ども （３歳クラス以上児）	・生活保護世帯、市民税所得割額　57,700円未満（ひとり親世帯等（※）は77,101円未満）の世帯、里親 ・小学校就学前から数えて第３子以降のお子さん

副食費の免除は、市民税額に応じて決まります。
４月から８月までは前年度分の、９月から翌３月までは当該年度分の市民税額を適用します。市民税所得割課税額は税源移譲前の税額を基に算定した金額になります。また、市民税所得割課税額は、父母（事実婚を含む）及び生計の主宰者である方の市民税課税額を合計し算定します。**（世帯の状況や所得の状況に応じて、毎年４月と９月に対象者の見直しを行います。）**
税額には、次の控除は適用しません。これらの控除がある場合は、控除がなかったものとして税額の計算をします。

寄付金控除、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除

生計の主宰者とは、世帯の中で収入及び市民税額が最も多く、お子さんを税法上の扶養親族とし、健康保険の扶養家族としている方を言います。
※ひとり親世帯等とは、次のいずれかに該当する世帯を言います。
ア）母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のいない女子及び男子で現に子どもを扶養している者の属する世帯。
イ）在宅障害者（児）のいる世帯。障害者（児）とは、身体障害者手帳の交付を受けている方、愛護手帳の交付を受けている方、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金の受給者を言います。

特別保育事業の階層について

延長保育、短時間延長保育、一時保育事業、24時間緊急一時保育事業、病児・病後児デイケア事業等の特別保育事業の利用料は、市民税額に応じて右の階層別に決まります。
特別保育事業の階層区分は、利用者負担額等決定通知書の備考欄に記載しています。特別保育事業の利用料は、事業ごとに異なります。

市民税額等		階層区分
生活保護世帯等		A
市民税非課税世帯		B
市民税均等割のみ		C
市民税所得割課税額	40,800円未満	C
市民税所得割課税額	40,800円以上	D

※市民税所得割課税額については、副食費の免除と同様です。

副食費免除対象者等の変更について

世帯の異動（保護者の結婚・離婚など）や税額の変更（税の修正申告など）などがあった場合は必ず下記お問い合わせ先の担当部署までお伝えください。原則として、世帯の異動があった場合は、担当部署が変更を知った日の翌月分から、税額の変更などがあった場合は、決定時期当初にさかのぼって副食費免除対象者等を変更します。

お問い合わせ先：教育・保育給付１号認定：名古屋市無償化事務センター
教育・保育給付２号認定：お住まいの区の区役所民生子ども課

このリーフレットは古紙パルプを含む再生紙を使用しています。